

鹿児島県公報

令和7年12月23日(火) 第680号の5



発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

教育委員会規則

○鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則等の一部を改正する規則(※)

(教職員課取扱い) 1

教育委員会告示

○会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等の一部

改正(※)

(総務福利課取扱い) 6

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第14号

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則等の一部を改正する規則

(鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部改正)

第1条 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則(昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

2級31号給
2級13号給
2級1号給
1級11号給
1級21号給
1級11号給
1級1号給

2級35号給
2級17号給
2級5号給
1級15号給
1級25号給
1級15号給
1級5号給

に改める。

別表第3中

2級43号給
2級25号給
2級13号給
2級3号給
1級21号給
1級11号給
1級1号給

2級47号給
2級29号給
2級17号給
2級7号給
1級25号給
1級15号給
1級5号給

に改める。

(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)

第2条 教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和47年鹿児島県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 条例別表第1の教育職給料表(二)の備考3又は教育職給料表(三)の備考3の教育委員会規則で定める教育職員は、特別措置条例第2条第1項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうちその職務の級が4級である者とする。

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年鹿児島県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「。第1号において「法」という。」を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次条第1項第1号で定める校務を分掌する教員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の各号に定める額に、各号に対応する別表の備考に掲げる額を加えた額とする。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 義務教育等教員特別手当は、次の各号の校務の種類に応じて支給する。

(1) 学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条、第4条の2関係)

教育職給料表(三)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級
定年前再任用	1号給から4号給までの号給	1,300円	1,400円	3,400円	5,100円
短時間勤務職員以外の職員	5号給から8号給までの号給	1,300	1,600	3,500	5,200
	9号給から12号給までの号給	1,400	1,700	3,600	5,300
	13号給から16号給までの号給	1,500	1,700	3,800	5,400
	17号給から20号給までの号給	1,600	1,800	3,800	5,500
	21号給から24号給までの号給(4級にあつては21号給)	1,700	1,900	4,000	5,600
	25号給から28号給までの号給	1,800	2,000	4,100	
	29号給から32号給までの号給	1,900	2,100	4,100	
	33号給から36号給までの号給	1,900	2,200	4,200	
	37号給から40号給までの号給	2,000	2,300	4,400	
	41号給から44号給までの号給	2,200	2,400	4,400	
	45号給から48号給までの号給	2,200	2,600	4,600	
	49号給から52号給までの号給	2,300	2,600	4,700	

の号給					
53号給から56号給までの号給	2,400	2,800	4,700		
57号給から60号給までの号給	2,400	3,000	4,800		
61号給から64号給までの号給	2,500	3,200	4,900		
65号給から68号給までの号給	2,600	3,300	5,000		
69号給から72号給までの号給	2,600	3,400	5,100		
73号給から76号給までの号給	2,700	3,500	5,100		
77号給から80号給までの号給	2,800	3,700	5,200		
81号給から84号給までの号給(3級にあつては81号給)	2,800	3,800	5,200		
85号給から88号給までの号給	2,800	3,800			
89号給から92号給までの号給	2,900	3,900			
93号給から96号給までの号給	3,000	4,000			
97号給から100号給までの号給	3,100	4,100			
101号給から104号給までの号給	3,100	4,200			
105号給から108号給までの号給	3,200	4,300			
109号給から112号給までの号給	3,200	4,400			
113号給から116号給までの号給	3,200	4,400			
117号給から120号給までの号給	3,300	4,500			
121号給から124号給までの号給	3,300	4,600			
125号給から128号給までの号給(1級にあつては125号給)	3,300	4,700			
129号給から132号給までの号給		4,700			
133号給から144号給までの号給		4,700			
145号給から148号給までの号給		4,800			
149号給から157号給までの号給		4,900			
定年前	2,200	2,600	3,500	4,400	

再任用 短時間 勤務職 員					
------------------------	--	--	--	--	--

備考 この表の適用を受ける職員のうち、学級担任には、この表の額に3,000円以内の額をそれぞれ加算する。

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1号給から4号給までの号給	1,300円	1,700円	4,000円	5,100円
	5号給から8号給までの号給	1,300	1,800	4,100	5,200
	9号給から12号給までの号給	1,400	1,900	4,100	5,300
	13号給から16号給までの号給	1,500	2,000	4,200	5,400
	17号給から20号給までの号給	1,600	2,100	4,400	5,500
	21号給から24号給までの号給 (4級にあつては21号給)	1,700	2,200	4,400	5,600
	25号給から28号給までの号給	1,800	2,300	4,600	
	29号給から32号給までの号給	1,900	2,400	4,700	
	33号給から36号給までの号給	1,900	2,600	4,700	
	37号給から40号給までの号給	2,000	2,600	4,800	
	41号給から44号給までの号給	2,200	2,800	4,900	
	45号給から48号給までの号給	2,200	3,000	5,000	
	49号給から52号給までの号給	2,300	3,200	5,100	
	53号給から56号給までの号給	2,400	3,300	5,100	
	57号給から60号給までの号給	2,400	3,400	5,200	
	61号給から64号給までの号給 (3級にあつては61号給)	2,500	3,500	5,200	
	65号給から68号給までの号給	2,600	3,700		
	69号給から72号給までの号給	2,600	3,800		
	73号給から76号給までの号給	2,700	3,800		

77号給から80号給までの号給	2,800	3,900			
81号給から84号給までの号給	2,800	4,000			
85号給から88号給までの号給	2,800	4,100			
89号給から92号給までの号給	2,900	4,200			
93号給から96号給までの号給	3,000	4,300			
97号給から100号給までの号給	3,100	4,400			
101号給から104号給までの号給	3,100	4,400			
105号給から108号給までの号給	3,200	4,500			
109号給から112号給までの号給	3,200	4,600			
113号給から116号給までの号給	3,200	4,700			
117号給から120号給までの号給	3,300	4,700			
121号給から124号給までの号給	3,300	4,700			
125号給から128号給までの号給	3,300	4,700			
129号給から132号給までの号給	3,400	4,700			
133号給から136号給までの号給	3,400	4,800			
137号給から140号給までの号給(2級にあつては137号給から145号給までの号給)	3,400	4,900			
141号給から144号給までの号給	3,500				
145号給から153号給までの号給	3,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	2,200	2,600	3,500	4,400	

備考 この表の適用を受ける職員のうち、学級担任には、この表の額に3,000円以内の額をそれぞれ加算する。

(鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部改正)

第4条 鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則(令和2年鹿児島県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第5条」を「第5条第1項及び第2項」に改める。

附 則

- この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は同年4月1日から施行する。
- 第1条の規定の施行の日の前日に在職する職員のうち、同条の規定の施行の日以後に新たに職員となった者との均衡上必要があると認められる職員の、同条の規定の施行の日における号給については、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第7号

令和2年3月31日鹿児島県教育委員会告示第2号（会計年度任用職員の報酬について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等）の一部を次のように改正し、令和7年12月23日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和7年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

令和7年12月23日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

2の表教育委員会の部学習指導員の項中「2,940円」を「3,050円」に改め、同部スクールカウンセラースーパーバイザーの項中「5,250円」を「5,440円」に改め、同部スクールカウンセラーの項及び広域スクールソーシャルワーカーの項中「5,250円」を「5,440円」に、「3,150円」を「3,270円」に改め、同部専門相談員の項中「7,340円」を「7,610円」に改め、同部部活動指導員の項中「1,690円」を「1,760円」に改め、同部非常勤講師の項中「6,370円」を「6,600円」に、「5,330円」を「5,530円」に、「4,800円」を「4,980円」に、「5,890円」を「6,110円」に、「2,940円」を「3,050円」に、「3,550円」を「3,680円」に改める。